

## 令和7年第2回教育委員会会議議事録

### 1 開催日時

令和7年2月25日(火) 午後3時00分～午後3時27分

### 2 開催場所

幕別町役場3階A B会議室

### 3 出席者

教育長	笹原 敏文
教育委員 教育長職務代理者	小尾 一彦
委 員	岩谷 史人
委 員	東 みどり
委 員	國安 環
事務局 教育部長	白坂 博司
学校教育課長	酒井 貴範
生涯学習課長	石田 晋一
給食センター所長	守屋 敦史
図書館長	岩岡 夢貴
総務係長	小野 敦
学校教育係長	甲谷 英司
学校教育推進員	佐藤 充弘
学校教育推進員	喜多 敦
学校教育推進員	橋本 靖宏

### 4 議 事

報告第2号 令和7年度幕別町一般会計予算の内示について

議案第5号 令和6年度幕別町一般会計補正予算の要求について

議案第6号 幕別町特別支援教育就学奨励費支給要綱

議案第7号 要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定について

### 5 議事概要 次のとおり

**笹原教育長** ただ今から、第2回教育委員会会議を開会いたします。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第1、会期の決定についてお諮りいたします。会期は、本日1日限りとすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

**笹原教育長** 異議なしと認め、会期は、本日1日限りと決しました。

次に、日程第2、会議録署名委員の指名についてであります。本日の会議録署名委員に、1番岩谷委員、3番國安委員を指名いたします。

次に、日程第3、前回会議録の承認であります。第1回教育委員会会議について別紙会議録のとおりでご異議ありませんか。

(異議なし)

**笹原教育長** 異議なしと認め、第1回教育委員会会議録を承認いたします。

次に、日程第4、事務報告ですが、本日の事務報告はありませんので、次に議件に入ります。

日程第5、報告第2号、「令和7年度幕別町一般会計予算の内示について」、説明を求めます。

**教育部長（白坂 博司）** 報告第2号、「令和7年度幕別町一般会計予算の内示について」ご説明いたします。議案書は1ページになりますが、お手元に配布の報告第2号別紙1をご覧ください。昨年、教育委員会として、令和7年度一般会計予算について要求いたしました結果について、去る、1月30日に内示がありましたので、ご報告いたします。

1ページになります。

10款教育費の令和7年度歳出予算につきましては、①の欄の要求額46億4,735万5千円に対し、内示額は②の欄になりますが、32億3,142万3千円であり、要求額との比較では②-①の欄にあるとおり、14億1,593万2千円の減額内示となったところであります。額としましては大きく減額となっておりますが、これは後ほどご説明いたしますが、義務教育学校「まくべつ学園」の増改修工事等に係る予算については、当初予算ではなく補正予算として対応することとしたことによることが大きな要因となっております。

また、前年度との比較で言いますと、②-③の欄になりますが、9億1,632万7千円の増額となっております。こちらの主な要因といたしましては、アイヌ文化拠点空間整備事業につきまして、令和7年度、新年度は生活館棟に加え展示館棟の建設工事も実施しますことから増額となっているものであります。

なお、予算要求の概要については、昨年12月19日開催の第14回教育委員会会議で説明しておりますので、要求額に対し変更のあったもののうち、主な事業についてご説明いたします。

変更理由につきましては、表の一番右の欄に記載しておりますが、そのうち、全体を通して「需用費（光熱費）の減」と記載のあるものにつきましては、査定において、教育費以外も含め全序的に要求額が圧縮されることによるものでありますので、説明は省略させていただきます。

それでは増減のあった主な事業について説明いたします。はじめに、1項 教育総務費の中段になりますが、3目教育財産費の学校教育施設維持管理事業になりますが、修繕料について前年度の決算見込額ベースに減額をされたことと、管理用備品については、学校施設電話システムの一部更新見送りにより減額となっております。この電話システムですが、教職員の働き方改革を推進するため、勤務時間外の着電に対しては、自動音声対応とができるよう、全小中学校に音声応答装置及び通話録音装置を整備するべく要求をしたところでありますが、電話装置自体を更新する忠類小学校と忠類中学校以外は見送りとなったことにより減額となったものであります。なお、残りの学校については、アクション・プランを推進していく観点から、次年度以降、整備していくことで今後も協議を進めてまいります。

次に、その下の学校教育施設整備事業になりますが、冒頭でお話ししましたとおり、「まくべつ学園増改修工事」及び「工事管理委託料」について、こちらは現在、実施設計中ということでありまして、工事費等が確定しておりませんことから、確定し次第、補正予算で対応することとして皆減となったものであります。これが大きく減額となった要因であります。

次に、4目スクールバス管理費のスクールバス運行事業になりますが、忠類東部線のバスの更新を要求していましたが、1年先送りとなったことから減額となっております。

次に、6目学校給食センター管理費の給食提供事業は、需用費のうち、主に消耗品や、備品購入費における食缶などの厨房機器等について、過去の実績等を踏まえ、数量等の精査、見直しをしたことにより減額となっております。

次の維持管理事業は、こちらも需用費の消耗品について、過去の実績などから減額となっております。

次に、2項小学校費、1目小学校維持管理事業は、事業費全体としては減額となっておりますが、備考欄に記載の「看護師派遣業務委託料」について、こちらは、新規事業で、札内南小に入学予定の医療的ケア児に係る看護師の派遣委託料を要求していたもので、予算自体は認められておりますが、要求後に見積書を再徴取した結果、単価が変更となっており、内示では増額となっております。

次に、2目教育振興費の小学校教育活動推進事業は、新規事業としてA I ドリルといったデジタル教材を導入すべく予算要求をしておりましたが、こちらにつきましては見送りとなりましたことから減額となっております。

次に、3項中学校費、1目学校管理費の中学校維持管理事業は、義務教育学校開校に伴う備品購入について、内容等を精査の上補正予算で対応することとし、当初予算からは皆減となっております。

次に、2目教育振興費の中学校教育活動推進事業は、「全国・全道 文化・スポーツ大会参加奨励金」について、昨今の宿泊代の高騰を鑑みて一泊当たりの単価を増額して要求をしていたところでありますが、見送りとなったことと、「G I G Aスクール構想機器端末賃借料」は、1人1台の学習用端末の更新に係る費用になりますが、補助金の交付元であります北海道から額の提示がまだないことから、当初予算ではなく、補正予算で対応することとしたことにより、減額となっております。なお、新年度は中学校分の更新を予定しており、小学校分については令和8年度の更新を予定しております。

2ページをご覧ください。4項社会教育費の中段になりますが、5目ナウマン象記念館管理費のナウマン象記念館維持管理事業は、印刷製本費としてP R用パンフの印刷と、備品購入費として玄関窓に設置するロールスクリーンを要求していたところでありますが、両方とも見送りとなったことにより減額となっております。

次に、7目図書館管理費の図書館維持管理事業は、職員手当等及び共済費について支給率等の変更により減額となっているのと、需用費・修繕料は一部を本年度、6年度に前倒しして実施することとし減額となっております。

次に一番下の、9目アイヌ施策推進事業費のアイヌ文化拠点空間整備事業は、初度備品の購入について、本年度、6年度に前倒しして購入したことにより減額となっており、外構工事費については、労務単価の高騰により増額となっており、事業費全体としては減額となっているものであります。

3ページをご覧ください。5項保健体育費、1目保健体育総務費の保健体育総務事務事業は、中学校費でも説明しましたが、全道・全国大会参加に係る助成について、宿泊費の増額要求が見送られたことにより減額となっております。

次に、2目体育施設費の町民プール維持管理事業は、大きなものとしましては、札内南プールのボイラー更新工事が認められなかったことによる減額が主な内容となっております。

以上が、令和7年度幕別町一般会計予算の内示についての説明となります。本予算は、3月4日に開会いたします、令和7年第1回町議会定例会に提案され、3月17日から19日の予算審査特別委員会での審議を経て、21日の定例会最終日に議決される予定であります。

なお、別紙2につきましては、今回説明しました教育費予算における主要事業の詳細についてを記載した資料となっておりますのでのちほどご覧いただければと思います。

以上で説明を終わらせていただきます。

**笹原教育長** 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません)

**笹原教育長** 質疑なしと認めます。報告第2号につきましては、報告のとおりといたします。

次に、日程第6、議案第5号、「令和6年度幕別町一般会計補正予算の要求について」は、幕別町教育委員会会議規則第15条、第1項、第4号、「教育事務に関する議会の議案につい

て町長への意見の申出に関する事項」のため「秘密会」といたします。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

**笹原教育長** 異議なしと認め、秘密会といたします。

**笹原教育長** 秘密会を解きます。

次に、日程第7、議案第6号、「幕別町特別支援教育就学奨励費支給要綱」について、説明を求めます。

**学校教育課長（酒井 貴範）** 議案第6号「幕別町特別支援教育就学奨励費支給要綱」につきまして、ご説明申し上げます。議案書の3ページ、別紙の議案第6号説明資料をご覧ください。

はじめに、本要綱の制定経緯であります。特別支援教育就学奨励費は、町内の小学校及び中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するために必要な補助を行うものであります。これまで支給にあたりましては、特別支援学校への就学奨励に関する法律及び文部科学省が毎年度作成する特別支援教育就学奨励費負担金等に係る事務処理資料に基づき行っていますが、事務処理をすすめるうえで、必要な細目的事項等を定めるため、同要綱を制定するものであります。以下、条文に沿いまして、ご説明申し上げます。

はじめに、第1条では、本要綱の「趣旨」を規定するものであります。

次に、第2条では、「定義」として、1号から3号までの用語の意義を規定するものであります。第3条は、「対象者」として、町内の小学校及び中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者等としていますが、1号で規定する生活保護における生活扶助又は教育扶助を受けているもの、2号で規定する就学援助の支給認定を受けているもの、3号で規定する前年収入額が一定の基準で算定された需要額の2.5倍以上の世帯に属するものは除くものとしています。第4条は、「申請方法」を規定しています。

4ページをご覧ください。第3項で申請を行う場合の資格判定基準日は4月1日としますが、第2項で転入者や年度途中で世帯構成の変化があった方が申請した場合は、申請を行った日を基準日とするものであります。第5条では、認定及び通知について、規定しています。第6条では、支給費目、支給対象児童生徒、支給額を規定し、6ページの別表にそれぞれの支給費目を示しており、給食費、修学旅行費、学用品費、体育実技用品費、新入学児童生徒学用品費の5種目であります。

議案第6号説明資料をご覧ください。支給金額は、毎年、文部科学省からの通知に基づき、見直しを行うものでありますが、令和6年度の支給金額は、表で示す金額となっています。また、支給期間が1年に満たない場合における学用品費の支給金額は、月割で計算することになっています。

議案書の4ページにお戻りください。第7条では、支給期間を規定しており、年度途中に申請があった者は、申請の翌月から支給を開始するものであります。第8条では、支給時期を規定しており、8月に学用品費、新入学児童生徒学用品費及び前期分給食費を、3月に修学旅行費、体育実技用品費及び後期分給食費を支給するものであります。第9条は認定の廃止について、5ページの第10条では、認定の廃止となった場合の奨励費の返還について規定しています。第11条は「その他」となっております。附則につきましては、この要綱は、令和7年4月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

**笹原教育長** 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません)

**笹原教育長** 質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第6号について、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

**笹原教育長** 異議なしと認め、議案第6号については、原案のとおり可決しました。

次に、日程第8、議案第7号、「要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定について」は、教育委員会会議規則第15条、第1項、第1号、「公開することにより個人の権利を侵害するおそれのある事項」のため、「秘密会」といたします。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

**笹原教育長** 異議なしと認め、秘密会といたします。

**笹原教育長** 秘密会を解きます。

**笹原教育長** 議案については以上となります、この他、皆さんからなにかございませんか。

(ありません)

**笹原教育長** それでは、以上をもちまして、本日の日程の全てが終了しましたので、第2回教育委員会会議を閉じます。